

令和 2 年度上半期 規約委員会活動報告

委員長 工藤寿子 (藤田医科大学小児科)
 副委員長 佐藤 篤 (宮城県立こども病院 血液腫瘍科)
 委員 田中文子 (済生会横浜市南部病院小児科)
 土屋邦彦 (京都府立医科大学小児科)
 担当理事 滝 智彦 (杏林大学保健学部臨床検査技術学科)
 副担当理事 米田光宏 (成育医療研究センター小児がんセンター腫瘍外科)

第一回規約委員会 (webex 会議)

日時 ; 2020 年 9 月 14 日(月)18:00~19:00 開催

以降、適宜メールにて以下の点につきまして、委員会内で審議を行いました。

- 1) 委員長と副委員長の選出方法 (欠員の場合の選出方法を含む) (第 15 条 6 項)
- 2) 委員長、副委員長の任期 (再任回数) の変更 (第 15 条 5 項)
- 3) 担当理事の役割の記載 (第 15 条 2 項)
- 4) 理事による委員長、副委員長 (常設委員会、疾患小委員会とも) の兼任の禁止 (第 15 条 2 項)
- 5) 委員の任期 (就任と退任の時期) の変更 : 定時総会から学術集会時の臨時総会 (第 15 条 9 項、第 16 条 4 項)
- 6) 委員長、副委員長の任期 (就任と退任の時期) の変更 (第 15 条 5 項、第 16 条 6 項)
- 7) 数字の誤りの訂正 (第 15 条 12 項)
- 8) 附則 10 の追加

常設委員会および疾患委員会に関する定款施行細則改正案

現 行	改 正 案
(委員会の設置) 第 1 4 条 理事会は定款第 5 条に基づいて各業務 執行のために常設委員会を設置する。 2. 常設委員会は次のとおりとする。 ・ 1 2) 疾患委員会 ・ (常設委員会)	(委員会の設置) 第 1 4 条 理事会は定款第 5 条に基づいて各業務 執行のために常設委員会を設置する。 2. 常設委員会は次のとおりとする。 ・ 1 2) 疾患委員会 ・ (常設委員会)
第 15 条 委員会には委員会の業務を総括する委員 長 1 名および副委員長 1 名をおく。委員長、副委	第 15 条 委員会には委員会の業務を総括する委員 長 1 名および副委員長 1 名をおく。委員長、副委

<p>員長の選出は委員の互選により推薦され、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。委員長は他の常設委員会委員長を兼ねることはできない。</p> <p>2. 委員会には担当理事正副2名が理事会の議を経て理事長より指名される。担当理事は委員長、副委員長にはなれない。理事は、複数の委員会の担当を兼務できる。委員会開催には正副いずれかの担当理事の出席を要する。</p> <p>3. 委員長は、担当理事を通じて理事会ならびに総会に事業計画および事業報告を行い、承認を求めなければならない。</p> <p>4. 副委員長は、委員長を補佐し必要なときは委員長の職務を代行する。</p> <p>5. 委員長ならびに副委員長の任期は2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。</p> <p>6. 委員長または副委員長に欠員を生じたときは、後任者は委員会により推薦され、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。後任は前任の任期を務めるものとする。</p> <p>7. 委員は原則として評議員の中から、担当理事より推薦され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし、委員長は必ず評議員の中から選任する。</p> <p>8. 委員は、常設委員会を2つまで兼任することができる。</p> <p>9. 委員の任期は2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。委員会業務の継続に支障がある</p>	<p>員長の選出は委員の互選により推薦され、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。委員長は他の常設委員会委員長を兼ねることはできない。</p> <p>2. 委員会には委員会活動を補佐する担当理事1名および副担当理事1名をおく。担当理事と副担当理事は理事長より指名される。理事は常設委員会および疾患小委員会の委員長、副委員長になることはできない。委員会開催には正副いずれかの担当理事の出席を要する。</p> <p>3. 委員長は、担当理事を通じて理事会ならびに総会に事業計画および事業報告を行い、承認を求めなければならない。</p> <p>4. 副委員長は、委員長を補佐し、必要なときは委員長の職務を代行する。</p> <p>5. 委員長ならびに副委員長の任期は、選出された学術集会時の臨時総会日翌日から2年後の臨時総会日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。委員長、副委員長、委員を継続しての任期は6年までとする。</p> <p>6. 委員長または副委員長に欠員を生じたときは、後任者は委員会により推薦され、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。後任は前任の任期を務めるものとする。</p> <p>7. 委員は原則として評議員の中から、担当理事より推薦され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし、委員長は必ず評議員の中から選任する。</p> <p>8. 委員は、常設委員会を2つまで兼任することができる。</p> <p>9. 委員の任期は選出された学術集会時の臨時総会日翌日から2年後の臨時総会日までの2年間</p>
--	--

<p>場合は理事会の議決を経て半数を超えない委員の連続2回までの再任が認められる。</p> <p>10. 理事長は必要に応じて専門性の高い非会員・非評議員に委員（非会員の場合は「外部委員」という）を委嘱することができる。</p> <p>11. 外部委員の任期は2年とし、再任は妨げられない。外部委員の報酬については別に定める。</p> <p>12. 第1項から第11項に規定するものは第14条2項11)の疾患委員会、理事長諮問委員会を除くすべての常設委員会に適用するものとし、疾患委員会については第16条、理事長諮問委員会については第17条に別に定める。</p> <p>(疾患委員会)</p> <p>第16条 疾患委員会の中に以下の小委員会を置く（附則7参照）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 造血細胞移植委員会 ② 再生不良性貧血・MDS委員会 ③ 血小板委員会 ④ 止血・血栓委員会 ⑤ 白血病・リンパ腫委員会 ⑥ 組織球症委員会 ⑦ 固形腫瘍検討委員会 <p>2. 委員は、原則として評議員の中から公募し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。</p> <p>3. 委員は小委員会を2つまで兼任できるものとする。別の委員会の兼任は問わない。</p> <p>4. 委員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。</p>	<p>とし、連続再任は1回のみ認められる。委員会業務の継続に支障がある場合は理事会の議決を経て半数を超えない委員の連続2回までの再任が認められる。</p> <p>10. 理事長は必要に応じて専門性の高い非会員・非評議員に委員（非会員の場合は「外部委員」という）を委嘱することができる。</p> <p>11. 外部委員の任期は2年とし、再任は妨げられない。外部委員の報酬については別に定める。</p> <p>12. 第1項から第11項に規定するものは第14条2項12)の疾患委員会、理事長諮問委員会を除くすべての常設委員会に適用するものとし、疾患委員会については第16条、理事長諮問委員会については第17条に別に定める。</p> <p>(疾患委員会)</p> <p>第16条 疾患委員会の中に以下の小委員会を置く（附則7参照）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 造血細胞移植委員会 ② 再生不良性貧血・MDS委員会 ③ 血小板委員会 ④ 止血・血栓委員会 ⑤ 白血病・リンパ腫委員会 ⑥ 組織球症委員会 ⑦ 固形腫瘍検討委員会 <p>2. 委員は、原則として評議員の中から公募し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。</p> <p>3. 委員は小委員会を2つまで兼任できるものとする。別の委員会の兼任は問わない。</p> <p>4. 委員の任期は選出された学術集会時の臨時総会日翌日から2年後の臨時総会日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。</p>
--	--

<p>5. 委員長ならびに副委員長は委員の中から委員会規程によって選任され理事長により委嘱される。</p> <p>6. 委員長ならびに副委員長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。</p> <p>(細則の改廃)</p> <p>第24条 この細則の改廃は定款第43条により理事会の議決を経て、理事長が総会に報告する。</p> <p><附則></p> <p>1. 理事長、理事及び監事の選出方法については、別に定める投票要領に従って行う。</p> <p>.</p> <p>9. 平成27年度に就任した評議員及び委員会委員の任期を平成27年11月29日から平成30年度定時総会終了日までとする。</p> <p>この定款施行細則は平成27年11月2日より施行する。</p> <p>.</p> <p>この定款施行細則は令和元年11月13日より改正する。</p>	<p>5. 委員長ならびに副委員長は委員の中から委員会規程によって選任され理事長により委嘱される。</p> <p>6. 委員長ならびに副委員長の任期は選出された学術集会時の臨時総会日翌日から2年後の臨時総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。</p> <p>(細則の改廃)</p> <p>第24条 この細則の改廃は定款第43条により理事会の議決を経て、理事長が総会に報告する。</p> <p><附則></p> <p>1. 理事長、理事及び監事の選出方法については、別に定める投票要領に従って行う。</p> <p>.</p> <p>9. 平成27年度に就任した評議員及び委員会委員の任期を平成27年11月29日から平成30年度定時総会終了日までとする。</p> <p>10. 令和2年度に就任した常設委員会および疾患小委員会委員の任期を令和2年6月28日から令和4年度学術集会時の臨時総会終了日までとする。</p> <p>この定款施行細則は平成27年11月2日より施行する。</p> <p>.</p> <p>この定款施行細則は令和元年11月13日より改正する。</p> <p>この定款施行細則は令和2年11月19日より改正する。</p>
---	--